

証券コード 1380
2025年6月12日

株 主 各 位

山口県山口市仁保下郷10317番地
株式会社 秋 川 牧 園
代表取締役社長 秋 川 正

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.akikawabokuen.com/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「私たちについて」「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「秋川牧園」又は「コード」に当社証券コード「1380」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午後2時
2. 場 所 山口県山口市湯田温泉3丁目2番7号
セントコア山口 2階 サファイア
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないよう
ご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第46期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第46期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
議案 剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「注記事項」

② 計算書類の「注記事項」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

（ 2024年4月1日から
2025年3月31日まで ）

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大などを背景に、緩やかな回復基調が持続しました。その一方で、物価上昇や中国経済の減速、為替相場の急激な変動などにより、先行きは依然として不透明な状況が続きました。食品業界につきましては、原材料や人件費など様々なコストが上昇する中で、実質所得の伸び悩みを背景に消費者の節約意識は高まっており、厳しい事業環境となっております。

当社グループにつきましては、上期はコロナ禍の終息に伴う宅配特需からの反動減の影響が残りましたが、下期からは鶏肉及び冷凍加工食品を中心に販売が好調に推移しました。また、2024年3月に連結子会社化した秋川牧園（常州）農業有限公司が加わったことも寄与し、売上高は増加しました。利益面につきましては、販売増及び値上げの効果があつた一方で、人財確保に向けた人件費の増加や、2023年11月に建設した新直販物流センターの償却負担といった、今後の成長を見据えた戦略的投資が減益要因となりました。さらに、円安による飼料価格の高止まりなど様々な仕入コストの上昇も加わり、減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、79億57百万円（前連結会計年度比7.6%増）、営業損失は3百万円（前連結会計年度は11百万円の営業利益）、経常利益は51百万円（前連結会計年度比66.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は28百万円（同71.3%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業区別	売上高（百万円）		営業利益（百万円）	
	第45期 (2024年3月期)	第46期 (2025年3月期)	第45期 (2024年3月期)	第46期 (2025年3月期)
生産卸売事業	5,735	6,265	378	412
直販事業	1,656	1,691	73	29

（生産卸売事業）

生産卸売事業につきましては、製品の値上げに加えて、鶏肉及び冷凍加工食品の販売増の効果や、中国において鶏肉の生産と販売を展開する秋川牧園（常州）農業有限公司が連結子会社に加わったこと等により、売上高は増加しました。利益面につきましては、人件費の上昇や2024年2月に行った冷凍設備の更新投資に伴う減価償却費の増加といったコストアップ要因がありましたが、製品値上げ及び販売増の効果により増益となりました。

この結果、生産卸売事業の売上高は、62億65百万円（前連結会計年度比9.2%増）、営業利益は4億12百万円（同8.7%増）となりました。

（直販事業）

当社の食を中心とした安心・安全な食品を全国の個人の消費者に直接お届けする直販事業につきましては、会員数の増加と注文率の改善により8月以降は販売が前年を上回る流れが継続し、売上高は増加しました。利益面につきましては、値上げ及び販売増の効果があったものの、2023年11月に建設した新物流センターの償却負担や人件費の増加、会員募集費の積極的な投入などのコストアップ要因により減益となりました。

この結果、直販事業の売上高は、16億91百万円（前連結会計年度比2.1%増）、営業利益は29百万円（同59.3%減）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資額は4億95百万円であり、この中には鶏卵生産の子会社である(有)篠目三谷における定期的な採卵鶏の取得（1億50百万円）を含んでおります。

これ以外で主なものは、当社における平飼い卵の生産設備（47百万円）、冷凍食品工場のフライヤー設備の増設（41百万円）などであります。

③資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、当社において銀行などからの借入により6億39百万円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第43期 (2022年3月期)	第44期 (2023年3月期)	第45期 (2024年3月期)	第46期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	6,638,727	7,070,463	7,392,457	7,957,457
経常利益(千円)	237,370	242,195	153,574	51,583
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	159,570	156,042	98,290	28,185
1株当たり当期純利益	38円27銭	37円43銭	23円58銭	6円76銭
総資産(千円)	5,593,521	6,073,371	7,050,478	7,126,124
純資産(千円)	2,035,437	2,138,092	2,187,079	2,186,880
1株当たり純資産額	487円68銭	512円11銭	523円57銭	523円35銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
有限会社篠目三谷	10,000千円	49%	鶏卵の生産
株式会社ゆめファーム	500	48	青果の生産
秋川牧園(常州)農業有限公司	202,500	100	中国国内における若鶏の生産・販売
有限会社菊川農場	3,000	100	若鶏の生産
株式会社チキン食品	60,000	100	生鳥の処理
有限会社むつみ牧場	3,000	48	原乳の生産

(注) ㈲篠目三谷、㈱ゆめファーム及び㈲むつみ牧場については、持分の取得及び取引関係により、実質的に支配していると認められる状況であるため、連結の範囲に含めるものであります。

(4) 対処すべき課題

深刻化する人手不足を大きな背景とした様々なコストの上昇、ますます不安定化する世界情勢など、事業環境は今後さらに厳しいものになっていくと想定されます。当社グループではその中でも持続的な成長に向けて、人財力、ブランド力、事業競争力をさらに高めるため、今年2年目となる中期計画の7つの基本戦略を柱に様々な課題に取り組んでまいります。

(7つの基本戦略)

①人財戦略

働く社員にとっての成長環境、モチベーション環境の優れた会社を目指し、人財マネジメントの強化、社員満足度の向上など、様々な施策を実行します。

②ファン化戦略

秋川牧園の食をより多くの方に食べていただくと同時に、食の安心安全の大切さや秋川牧園の取り組みを伝え、共感を増やす中で秋川牧園ファンを増やします。

③鶏肉・冷食事業の変革

販売拡大と同時に人手不足時代に対応した生産性の高い事業構造を目指し、様々な変革を進めます。

④直販事業の強化

事業競争力を高めると同時に、宅配サービス自体のブランディングを進め、その独自性を強化します。

⑤中国鶏肉事業の基盤の確立

無投薬飼育のさらなる安定化、加工食品の開発、販路の拡大など事業基盤づくりを進めます。

⑥サステナビリティ戦略

サステナビリティ推進委員会を中心に脱炭素、脱プラ、飼料自給、地域連携を進めます。

⑦食の信頼

食の信頼を引き続き守っていくため、品質管理及び生産管理を強化します。また、商品力の強化や生産性向上にも継続的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	主要な商・製品
生産卸売事業	食肉 冷凍加工食品 鶏卵 牛乳 乳製品
直販事業	食肉 冷凍加工食品 鶏卵 牛乳 乳製品 青果 一般食品等の宅配

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

当 社	本社及び工場：山口県山口市 大阪事業所：大阪府茨木市
有限会社篠目三谷	本社：山口県山口市
株式会社ゆめファーム	本社：山口県山口市
秋川牧園（常州） 農業有限公司	本社：江蘇省常州市（中華人民共和国）
有限会社菊川農場	本社：山口県下関市
株式会社チキン食品	本社：山口県山口市 工場：熊本県玉名郡南関町
有限会社むつみ牧場	本社：山口県萩市

(7) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
332名	12名増

（注）従業員数は就業員数であり、上記の他、臨時社員及びパート社員が158名（年間の平均人員）おります。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 山 口 銀 行	1,000,828千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	882,275千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	361,722千円
株 式 会 社 西 京 銀 行	339,990千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	311,649千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	280,008千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,179,000株
- ③ 株主数 2,090名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
秋 川 正	898,200株	21.5%
秋 川 實	434,000	10.4
秋 川 牧 園 職 員 持 株 会	268,400	6.4
株 式 会 社 秋 川 く ら し フ ェ ー ム	210,000	5.0
株 式 会 社 山 口 銀 行	200,000	4.8
秋 川 喜 代 子	131,000	3.1
秋 川 寿 子	129,300	3.1
山 口 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	120,000	2.9
伊 藤 忠 飼 料 株 式 会 社	106,000	2.5
秋 川 茂	69,600	1.7

（注）持株比率は自己株式数（9,878株）を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秋 川 正	(株)ゆめファーム代表取締役社長 秋川牧園(常州)農業有限公司董事長
取 締 役	田 村 次 郎	生 産 部 長 (株)チキン食品代表取締役社長 (有)篠目三谷代表取締役社長
取 締 役	河 村 洋 亮	製 造 部 長
取 締 役	原 田 良 人	経 営 管 理 部 長
取 締 役	内 田 恭 彦	龍谷大学政策学部教授 国立大学法人山口大学名誉教授 日本知的資産経営学会副会長
取 締 役	小 野 典 子	(株)アデリー代表取締役社長
常 勤 監 査 役	山 根 史 浩	
監 査 役	江 藤 龍 夫	菓 仙 石 灰 (株) 会 長 菓 仙 運 輸 (株) 代 表 取 締 役 社 長
監 査 役	宇 佐 美 理 世	リソラ社会保険労務士法人代表社員 山口県社会保険労務士会会長

- (注) 1. 取締役内田恭彦氏及び取締役小野典子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役山根史浩氏、監査役江藤龍夫氏及び監査役宇佐美理世氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役山根史浩氏は、金融機関における長年の経験があるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 当社は、社外取締役内田恭彦氏及び小野典子氏、社外監査役山根史浩氏、江藤龍夫氏、宇佐美理世氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2024年6月27日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役会長秋川實氏は任期満了により退任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の決定方針について

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、役員報酬委員会に諮問し答申を受けたうえで、取締役会において決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個人別の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬及び退職慰労金を支払うこととする。

※取締役の報酬限度額は、2023年6月27日開催の第44回定時株主総会において、年額60百万円以内（うち社外取締役分8百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議している。

b. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された総額の範囲内で、各取締役の役位、担当職務、業績等を総合的に勘案して決定する。

c. 業績連動型報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動型報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために、業績を反映した現金報酬として、月例の基本固定報酬に加算して支給する。業績連動型報酬は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

d. 退職慰労金の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

退職慰労金は、在職中の職務に対する対価の一部として、報酬額、在任年数等に応じた当社「役員退職慰労金規程」に従い退職時に支給するものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合決定に関する方針

基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金の支給割合は、株主総会で決議されている総額の範囲内で、会社の経営成績、従業員とのバランス、過去実績、内規等を総合的に勘案し決定する。

f. 報酬決定のプロセス

取締役の報酬の額及び算定方法を決定する方針については、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、役員報酬委員会による審議を経て、当社取締役会が決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長が取締役会決議により委任を受けるものとし、代表取締役社長は役員報酬委員会の答申を尊重し、個人別の報酬の額を決定する。ただし、代表取締役社長の報酬等の額については、役員報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議をもって決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	基 本 報 酬 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7 名 (2)	34,883千円 (3,960)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	6,480 (6,480)
合 計	10	41,363

- (注) 1. 上表には、2024年6月27日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2023年6月27日開催の第44回定時株主総会において年額60百万円以内（うち社外取締役分8百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2008年6月25日開催の第29回定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）です。
4. 上記には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額3,770千円（取締役7名に対し3,170千円（うち社外取締役2名に対し360千円）、監査役3名に対し600千円（うち社外監査役3名に対し600千円））が含まれております。
5. 取締役会は、代表取締役秋川正氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の業績等を踏まえた、賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委託された内容の決定にあたっては、役員報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 内田恭彦氏

龍谷大学政策学部教授、国立大学法人山口大学名誉教授及び日本知的資産経営学会副会長を兼職しておりますが、当社との特別な関係はありません。

- ・社外取締役 小野典子氏

(株)アデリー代表取締役社長であり、当社は同社との間に商品等の仕入れ販売の取引関係があります。

- ・社外監査役 江藤龍夫氏

薬仙石灰(株)会長及び薬仙運輸(株)代表取締役社長を兼職しておりますが、当社との特別な関係はありません。

- ・社外監査役 宇佐美理世氏

リソラ社会保険労務士法人代表社員及び山口県社会保険労務士会会長を兼職しておりますが、当社との特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役 内田恭彦氏

当事業年度に開催した取締役会14回のうち12回に出席し、経営学博士としての豊富な経験と専門知識を活かし、社外取締役として積極的に助言・提言をいただいております。

- ・社外取締役 小野典子氏

当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席し、企業経営に関与されている識見と経験を活かし、社外取締役として積極的に助言・提言をいただいております。

- ・社外監査役 山根史浩氏

当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席し、前職の管理部門に幅広く関与された識見と経験を活かし、適宜助言・提言をいただいております。

また、当事業年度に開催した監査役会11回のすべてに出席し、発言は出席の都度適宜に行われ、監査に関する重要事項の協議を行っております。

・ 社外監査役 江藤龍夫氏

当事業年度に開催した取締役会14回のうち11回に出席し、企業経営に関与されている識見と経験を活かし、適宜助言・提言をいただいております。

また、当事業年度に開催した監査役会11回のうち10回に出席し、発言は出席の都度適宜に行われ、監査に関する重要事項の協議を行っております。

・ 社外監査役 宇佐美理世氏

当事業年度に開催した取締役会14回のうち11回に出席し、社会保険労務士としての豊富な経験と専門知識を活かし、適宜助言・提言をいただいております。

また、当事業年度に開催した監査役会11回のうち9回に出席し、発言は出席の都度適宜に行われ、監査に関する重要事項の協議を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 暁和監査法人

② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社子会社の秋川牧園（常州）農業有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理規程を作成し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、経営管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、経営管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、防疫及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニユ

アルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社グループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査部門の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を監査役が出席する取締役会及び幹部会にて速やかに報告する。その他必要なことは、経営管理部長が随時監査役会へ報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会、幹部会、各部門の経営検討会を毎月開催、全員集会を3回開催し、全社的な目標と業務の効率化を実現するための取り組みを行っております。
- ② 財務報告の信頼性確保のため、実施計画に基づき内部監査人を中心に内部統制が機能しているかの監査を行いました。また、内部統制強化委員会を開催し、内部統制の有効性についての評価と検証を行いました。
- ③ リスク管理につきましては、リスク管理ガイドラインに基づき企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施いたしました。

(7) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会のさらなる実効性の確保及び機能向上を目的に、評価アンケートを実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行い、その結果について取締役会に報告の上、議論を行いました。

① 評価方法

- イ. 2025年1月に監査役を含む全役員9名に対して、アンケートを実施した。
- ロ. 2025年3月にアンケートの結果を踏まえて取締役会の実効性を評価した。

② アンケート項目

アンケートの主な項目は以下のとおりです。

- イ. 取締役会の構成（構成人数、多様性など）
- ロ. 取締役会の運営（開催頻度、審議時間、議案・資料の分量など）
- ハ. 取締役会の議題（議題の選定、後継者計画、リスク管理、報酬など）
- ニ. 取締役会を支える体制（外部専門家の助言、トレーニングの機会など）

③ 本年度の評価結果

すべての項目において特に大きな問題は認識されていないことなどから、取締役会の実効性は確保されていると判断しております。ただし、取締役会の構成（構成人数、多様性など）に関しては課題があるため、今後改善に向けて検討を進めてまいります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流 動 資 産】	【 2,933,981】	【流 動 負 債】	【 2,688,933】
現 金 及 び 預 金	968,035	支払手形及び買掛金	499,220
売 掛 金	929,885	短 期 借 入 金	1,564,124
商 品 及 び 製 品	378,362	リ ー ス 債 務	5,572
仕 掛 品	380,445	未 払 法 人 税 等	14,322
原材料及び貯蔵品	167,850	賞 与 引 当 金	48,448
未 収 入 金	37,614	そ の 他	557,245
そ の 他	79,327	【固 定 負 債】	【 2,250,309】
貸 倒 引 当 金	△7,541	長 期 借 入 金	1,713,918
【固 定 資 産】	【 4,192,142】	リ ー ス 債 務	138,515
(有 形 固 定 資 産)	(3,875,348)	繰 延 税 金 負 債	9,019
建 物 及 び 構 築 物	1,901,532	退職給付に係る負債	347,838
機械装置及び運搬具	507,796	役員退職慰労引当金	41,017
使 用 権 資 産	161,271	負 債 合 計	4,939,243
土 地	1,085,048	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	84,540	【株 主 資 本】	【 2,123,196】
そ の 他	135,158	(資 本 金)	(714,150)
(無 形 固 定 資 産)	(32,110)	(資 本 剰 余 金)	(553,441)
の れ ん	1,520	(利 益 剰 余 金)	(861,486)
そ の 他	30,590	(自 己 株 式)	(△5,881)
(投資その他の資産)	(284,683)	【その他の包括利益累計額】	【 58,695】
投 資 有 価 証 券	118,784	(その他有価証券評価差額金)	(50,296)
長 期 貸 付 金	7,628	(為替換算調整勘定)	(8,399)
繰 延 税 金 資 産	125,704	【非 支 配 株 主 持 分】	【 4,988】
そ の 他	32,565	純 資 産 合 計	2,186,880
資 産 合 計	7,126,124	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,126,124

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,957,457
売上原価	6,049,367
売上総利益	1,908,089
販売費及び一般管理費	1,911,287
営業損失	3,198
営業外収益	
受取利息	1,140
受取配当金	1,998
受取保険金	790
補助金収入	15,158
補助金収入	49,796
為替差益	6,195
その他	10,403
営業外費用	
支払利息	29,019
その他	1,681
経常利益	51,583
特別利益	
固定資産売却益	292
補助金収入	269
投資有価証券売却益	8,026
特別損失	
固定資産売却損	6,537
固定資産除却損	5,691
減損損失	548
固定資産圧縮損	269
税金等調整前当期純利益	47,125
法人税、住民税及び事業税	28,638
法人税等調整額	△10,441
当期純利益	28,928
非支配株主に帰属する当期純利益	743
親会社株主に帰属する当期純利益	28,185

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	714,150	553,441	874,992	△5,881	2,136,702
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△41,691		△41,691
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			28,185		28,185
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△13,505	—	△13,505
当連結会計年度末残高	714,150	553,441	861,486	△5,881	2,123,196

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	51,579	△5,447	46,131	4,245	2,187,079
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△41,691
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					28,185
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△1,283	13,847	12,564	743	13,307
当連結会計年度変動額合計	△1,283	13,847	12,564	743	△198
当連結会計年度末残高	50,296	8,399	58,695	4,988	2,186,880

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流 動 資 産】	【 2,960,032】	【流 動 負 債】	【 2,747,875】
現 金 及 び 預 金	604,918	買 掛 金	885,007
売 掛 金	900,509	短 期 借 入 金	1,050,000
商 品 及 び 製 品	343,912	1年内返済予定の長期借入金	331,479
仕 掛 品	312,993	リ ー ス 債 務	2,694
原材料及び貯蔵品	79,200	未 払 金	202,976
前 払 費 用	18,497	未 払 費 用	127,537
短 期 貸 付 金	96,610	未 払 消 費 税 等	81,731
未 収 入 金	587,934	未 払 法 人 税 等	8,964
そ の 他	19,315	預 り 金	4,776
貸 倒 引 当 金	△3,859	賞 与 引 当 金	44,668
【固 定 資 産】	【 3,426,387】	そ の 他	8,039
(有 形 固 定 資 産)	(2,525,845)	【固 定 負 債】	【 1,646,637】
建 物	1,098,559	長 期 借 入 金	1,276,372
構 築 物	193,345	リ ー ス 債 務	6,293
機 械 及 び 装 置	347,645	退 職 給 付 引 当 金	322,953
車 両 運 搬 具	18,382	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	41,017
工 具 器 具 備 品	36,354		
動 物	9,449	負 債 合 計	4,394,512
土 地	771,142	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	50,967	【株 主 資 本】	【 1,941,611】
(無 形 固 定 資 産)	(28,470)	(資 本 金)	(714,150)
商 標 権	1,795	(資 本 剰 余 金)	(554,541)
ソ フ ト ウ ェ ア	24,604	資 本 準 備 金	381,030
そ の 他	2,070	そ の 他 資 本 剰 余 金	173,511
(投資その他の資産)	(872,071)	(利 益 剰 余 金)	(678,801)
投 資 有 価 証 券	118,784	そ の 他 利 益 剰 余 金	678,801
関 係 会 社 株 式	251,933	繰 越 利 益 剰 余 金	678,801
長 期 貸 付 金	471,313	(自 己 株 式)	(△5,881)
繰 延 税 金 資 産	117,272	【評価・換算差額等】	【 50,296】
そ の 他	6,072	(その他有価証券評価差額金)	(50,296)
貸 倒 引 当 金	△93,305	純 資 産 合 計	1,991,908
資 産 合 計	6,386,420	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,386,420

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,727,239
売 上 原 価	5,991,114
売 上 総 利 益	1,736,125
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,691,539
営 業 利 益	44,585
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5,290
受 取 配 当 金	16,992
受 取 保 険 金	790
補 助 金 収 入	1,332
そ の 他	7,911
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	21,580
そ の 他	1,092
経 常 利 益	54,230
特 別 利 益	
補 助 金 収 入	269
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,026
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	422
固 定 資 産 除 却 損	5,691
減 損 損 失	186
固 定 資 産 圧 縮 損	269
貸 倒 引 当 金 繰 入	11,564
税 引 前 当 期 純 利 益	44,391
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,909
法 人 税 等 調 整 額	△5,347
当 期 純 利 益	37,829

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 金 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	714,150	381,030	173,511	554,541	682,663	682,663	△5,881	1,945,473
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△41,691	△41,691		△41,691
当 期 純 利 益					37,829	37,829		37,829
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△3,861	△3,861	—	△3,861
当 期 末 残 高	714,150	381,030	173,511	554,541	678,801	678,801	△5,881	1,941,611

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	51,579	51,579	1,997,052
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△41,691
当 期 純 利 益			37,829
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,283	△1,283	△1,283
当 期 変 動 額 合 計	△1,283	△1,283	△5,144
当 期 末 残 高	50,296	50,296	1,991,908

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株 式 会 社 秋 川 牧 園
取 締 役 会 御 中

暁 和 監 査 法 人
広島事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 日 浦 祐 介
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 松 本 晃 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋川牧園の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋川牧園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容

は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明する

ためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株 式 会 社 秋 川 牧 園
取 締 役 会 御 中

暁 和 監 査 法 人
広島事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 日 浦 祐 介
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 松 本 晃 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋川牧園の2024年4月1日から2025年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十

分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記事項）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記事項）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人昞和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人昞和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社秋川牧園 監査役会

常勤監査役 山根史浩 (印)
(社外監査役)

社外監査役 江藤龍夫 (印)

社外監査役 宇佐美理世 (印)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重視し、かつ、秋川牧園ブランドの確立と中長期的な成長に向けての積極的な投資と堅実な財務体質を両立することを基本方針としております。

第46期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、41,691,220円となります。

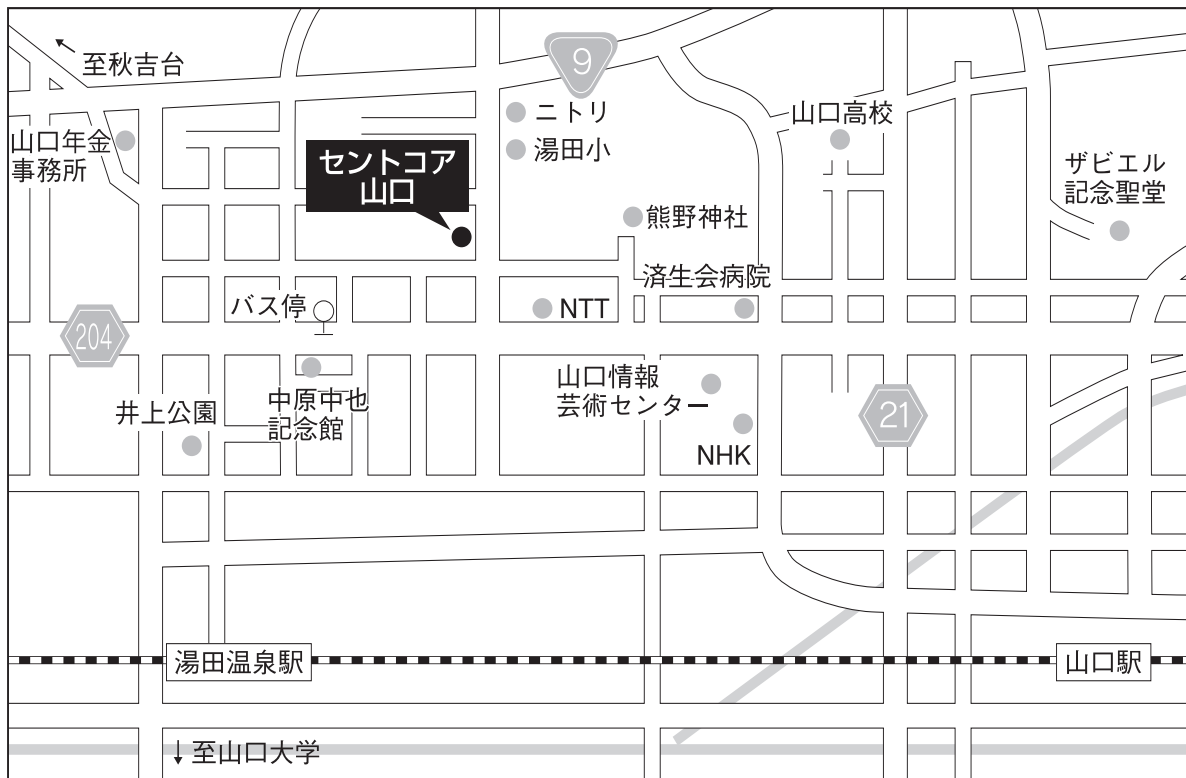
③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日といたしたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

セントコア山口 2階 サファイア
山口県山口市湯田温泉3丁目2番7号
電話 083-922-0811



- 中国自動車道小郡 I C 及び湯田温泉スマート I C より車で20分
- J R湯田温泉駅より徒歩20分
- 湯田温泉バス停より徒歩 6 分／駐車場70台無料（先着順）

第46回定時株主総会招集ご通知

(交付書面に記載しない事項)

第46期

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

連結計算書類の注記事項

計算書類の注記事項

法令及び当社定款第14条第2項の規定により、上記の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

株式会社 秋川牧園

注記事項

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	6 社
・連結子会社の名称	(有)篠目三谷 (株)ゆめファーム 秋川牧園（常州）農業有限公司 (有)菊川農場 (株)チキン食品 (有)むつみ牧場

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は以下のとおりであります。

(有)篠目三谷	12月31日
(株)ゆめファーム	12月31日
秋川牧園（常州）農業有限公司	12月31日
(有)菊川農場	1 月31日
(株)チキン食品	1 月31日
(有)むつみ牧場	2 月28日

連結計算書類の作成に当たっては、同事業年度の末日現在の計算書類を使用しております。ただし、各社事業年度の末日から連結会計年度末日 3 月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は主として移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

・製品・仕掛品	主として総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
・商品・原材料 （包装材料等を除く）	主として先入先出法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
・貯蔵品・その他原材料	最終仕入原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------------------|--|
| イ. 有形固定資産
(リース資産及び使用権資産を除く) | 定率法
ただし、採卵施設、原乳生産施設等及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、動物（採卵用鶏）については採卵期間にわたる日割償却を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物15年～38年、構築物10年～15年、機械装置7年～10年であります。 |
| ロ. 無形固定資産
(リース資産及び使用権資産を除く) | 定額法
なお、自社利用ソフトウェアの耐用年数は、5年であります。 |
| ハ. リース資産 | 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| ニ. 使用権資産 | 在外連結子会社は、リース期間を耐用年数として、定額法を採用しております。 |
-
- | | |
|---------------|--|
| ③ 重要な引当金の計上基準 | |
| イ. 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ロ. 賞与引当金 | 従業員賞与の支給に充てるため、夏季賞与支給見込額のうち、当連結会計年度に対応する額を計上しております。 |
| ハ. 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。 |

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 生産卸売事業

生産卸売事業では、鶏肉、鶏卵、牛乳等の生産、加工、販売を行っており、主に産直型の生活協同組合や宅配会社を顧客としております。原則として、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

製品の販売から生じる収益は、値引き、リベート等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。

なお、買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について引き続き棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。

ロ. 直販事業

直販事業では、当社の食品を中心とした食品と生活雑貨を会員向けに販売することを履行義務としております。原則として、商品及び製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却について、(有)篠目三谷は15年間で均等償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	125,704千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づいて企業の分類を行い、繰延税金資産は、将来の課税所得見込額、期末における将来減算一時差異のスケジューリング等を考慮して、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。繰延税金資産は、決算日において国会で成立している税率に基づいて、当該資産が実現される年度に適用されると予想される税率により算定しております。

将来の課税所得については、過去の業績や近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないかなどを勘案し、将来一定水準の課税所得が生じると見込んでおりますが、課税所得が生じる時期及び金額は、その時の業績や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、また、業績の悪化等により企業の分類が変更となった場合は、翌期の連結計算書類において認識する繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	3,875,348千円
減損損失	548千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産については事業又は会社単位で、賃貸用資産及び遊休資産については個別物件単位でグルーピングしております。

事業用資産については、資産グループに減損の兆候が識別され、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。遊休資産については、今後の使用見込みがないため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画や正味売却価額を基礎に見積っておりますが、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,053,538千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	70,851千円
土 地	31,521千円
計	102,373千円

② 担保に係る債務

短期借入金	400,000千円
短期借入金（1年内返済予定の長期借入金）	96,651千円
長期借入金	420,852千円
計	917,503千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	4,179千株	一千株	一千株	4,179千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	9,878株	一株	一株	9,878株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月27日 定時株主総会	普 通 株 式	41,691	10	2024年3月31日	2024年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	41,691	10	2025年3月31日	2025年6月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要に応じて短期的な運転資金や設備資金などを銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。返済は最長で決算日後13年であり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、営業部及び経営管理部等が各取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、各取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、手許流動性の維持などにより流動性のリスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表計上額の重要性の乏しい科目について、記載を省略しております。また、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 17,714千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。さらに、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金、及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	101,069	101,069	—
資産計	101,069	101,069	—
(1) 短期借入金（注）	1,564,124	1,561,072	△3,051
(2) リース債務（流動負債）	5,572	5,549	△23
(3) 長期借入金	1,713,918	1,643,460	△70,457
(4) リース債務（固定負債）	138,515	138,441	△73
負債計	3,422,130	3,348,523	△73,606

（注）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価。

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	101,069	—	—	101,069
資産計	101,069	—	—	101,069

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
短期借入金	—	1,561,072	—	1,561,072
リース債務（流動負債）	—	5,549	—	5,549
長期借入金	—	1,643,460	—	1,643,460
リース債務（固定負債）	—	138,441	—	138,441
負債計	—	3,348,523	—	3,348,523

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

短期借入金（1 年内返済予定の長期借入金を含む）、リース債務(流動負債)、長期借入金、リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	生産卸売	直販	
鶏肉	2,926,533	195,403	3,121,937
冷食	2,249,202	221,664	2,470,866
鶏卵	696,583	121,812	818,395
その他	393,184	1,153,072	1,546,257
顧客との契約から生じる収益	6,265,504	1,691,952	7,957,457
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	6,265,504	1,691,952	7,957,457

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 523円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6円76銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

注記事項

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ 棚卸資産 | |
| ・ 製品・仕掛品 | 総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・ 商品・原材料（包装材料等を除く） | 先入先出法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・ 貯蔵品・その他原材料 | 最終仕入原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定率法
ただし、採卵施設、原乳生産施設及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、動物（採卵用鶏）については採卵期間にわたる日割償却を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物15年～38年、構築物10年～15年、機械装置7年～10年であります。 |
| ② 無形固定資産
（リース資産を除く） | 定額法
なお、自社利用ソフトウェアの耐用年数は5年であります。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、夏季賞与支給見込額のうち当事業年度に対応する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 生産卸売事業

生産卸売事業では、鶏肉、鶏卵、牛乳等の生産、加工、販売を行っており、主に産直型の生活協同組合や宅配会社を顧客としております。原則として、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

製品の販売から生じる収益は、値引き、リベート等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。

② 直販事業

直販事業では、当社の食品を中心とした食品と生活雑貨を会員向けに販売することを履行義務としております。原則として、商品及び製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	117,272千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結計算書類 注記事項「2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産」の内容と同一であります。

(2) 子会社への貸付金に係る貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
貸倒引当金（子会社分）	93,253千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、子会社に対して貸付を行っておりますが、(有)むつみ牧場の財政状態が悪化したことにより、貸倒引当金を計上しております。

貸倒引当金は、当該子会社の実質債務超過相当分を回収不能であると見積って計上しております。

当該子会社の今後の業績の推移によっては回収可能性に関して見直しを行う必要が生じ、計上すべき貸倒引当金が増減し将来の計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	70,851千円
土地	31,521千円
計	102,373千円

② 担保に係る債務

短期借入金	400,000千円
1年内返済予定の長期借入金	96,651千円
長期借入金	420,852千円
計	917,503千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,687,510千円

(3) 保証債務

子会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

(有)篠目三谷	30,000千円
(有)菊川農場	441,969千円
(株)チキン食品	63,600千円
(有)むつみ牧場	30,000千円
計	565,569千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	590,332千円
② 長期金銭債権	464,363千円
③ 短期金銭債務	345,399千円

(5) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権の総額
268千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	128,405千円
② 仕入高等	979,779千円
③ 営業取引以外の取引高	21,800千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	9,878株	一株	一株	9,878株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
有償支給未実現利益	466千円
棚卸資産評価損	1,206
賞与引当金	13,624
未払事業税	2,153
未払金	12,401
関係会社株式評価損	1,397
退職給付引当金	101,407
役員退職慰労引当金	12,879
減損損失	9,457
貸倒引当金	30,474
その他	8,637
繰延税金資産小計	194,105
評価性引当額	△53,811
繰延税金資産合計	140,294
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△23,021
繰延税金負債合計	△23,021
繰延税金資産の純額	117,272

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）、法人税等調整額及びその他有価証券評価差額金に与える影響は軽微であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事 業 の 内 容 又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との 関係	取引の 内容 (注1)	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	南篠目三谷	山口県 山口市	10,000	鶏卵の 生産	(所有) 直接49	鶏卵の 仕入 役員の 兼任	債務保証 (注3)	30,000	—	—
							原材料の 有償支給 (注4)	427,748	未収入金	125,938
							仕掛品の 有償仕入 (注4)	548,529	買掛金	50,494
子会社	秋川牧園 (常州) 農業有限公司	中 国 江蘇省	202,500	若鶏の 生産・販 売	(所有) 直接100	資金の 貸付 役員の 兼任	資金の回収 (注2)	—	短期貸付金	17,000
							資金の貸付 (注2)	—	長期貸付金	56,000
							利息の受取 (注2)	1,047	未収収益	410
子会社	南菊川農場	山口県 下関市	3,000	若鶏の 生産	(所有) 直接100	生鳥の 仕入 役員の 兼任	債務保証 (注3)	441,969	—	—
							資金の回収 (注2)	14,999	短期貸付金	14,999
							資金の貸付 (注2)	—	長期貸付金	88,750
							利息の受取 (注2)	925	—	—
							配当金の 受取	15,000	未収入金	15,000
							原材料の 有償支給 (注4)	1,020,222	未収入金	165,035
							仕掛品の 有償仕入 (注4)	1,251,029	買掛金	68,259
子会社	南チキン食品	山口県 山口市	60,000	生鳥の 処理	(所有) 直接100	生鳥の 処理 役員の 兼任	債務保証 (注3)	63,600	—	—
							資金の回収 (注2)	28,749	短期貸付金	35,000
							資金の貸付 (注2)	100,000	長期貸付金	200,000
							利息の受取 (注2)	1,699	—	—
							原材料の 有償支給 (注4)	1,926,840	未収入金	169,382
							仕掛品の 有償仕入 (注4)	2,340,377	買掛金	200,066
子会社	南むつみ牧場	山口県 萩 市	3,000	原乳の 生産	(所有) 直接48	原材料の 有償支給 役員の 兼任	債務保証 (注3)	30,000	—	—
							資金の回収 (注2)	17,105	短期貸付金	19,605
							資金の貸付 (注2)	20,000	長期貸付金 (注5)	112,446
							利息の受取 (注2)	1,068	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 子会社との取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率を設定しており、貸付期間や返済方法については両者協議の上、貸付条件を決定しております。
3. ㈲篠目三谷の銀行借入（30,000千円、期限2027年1月）、㈲菊川農場の銀行借入（441,969千円、期限2036年4月）、㈲チキン食品の銀行借入（63,600千円、期限2030年9月）及び、㈲むつみ牧場の銀行借入（30,000千円、期限2025年12月）につき債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受領は行っておりません。
4. 原材料の有償支給及び仕掛品の有償仕入取引については、各子会社における製造原価の状況を勘案し、双方協議の上、決定しております。
5. 長期貸付金に対し、合計93,253千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計11,564千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類 注記事項「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 477円78銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 9円07銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。